

下水道管渠更生工法及び更生工事業者選定要領

(目的)

第1条

この要領は、福岡市道路下水道局発注の下水道工事のうち、特殊工法である管渠更生工法（以下、「更生工法」という。）に関して、本局で採用する更生工法及び更生工法の施工業者の選定に必要な項目を定め、もって施工業者の健全な育成に資することを目的とする。

(適用)

第2条

本要領は、道路下水道局が発注する更生工法を含む全ての工事に適用する。

(用語の定義)

第3条

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 更生工法 既設管に破損、クラック、腐食等が発生し、耐荷能力、耐久性の低下および流下能力が保持できなくなった場合、既設管内面に管を構築して既設管の更生および流下能力の確保を行うもの。
- (2) 更生工事 更生工法を含む工事
- (3) 施工業者 福岡市に業者登録（一般土木）しているもの
- (4) 更生技術者 更生工法の各作業を統括する技術者
- (5) 更生機械 更生工事に必要な機械（更生機械・取付管穿孔機械・止水プラグ等）
- (6) 清掃機械 更生工事に伴う清掃・調査に必要な機械（高圧洗浄車・揚泥車・TVカメラ車等）

(更生工法の選定基準)

第4条

道路下水道局で採用する更生工法は、次の各号のいずれかに該当する工法とする。

- (1) 公益財団法人 日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法
- (2) 道路下水道局技術検討委員会で採用を決定した工法

(更生技術者)

第5条

更生技術者は、更生工法に関する施工計画・施工管理・品質管理・出来高管理・環境対策・安全衛生管理等に係る技術的知識及び実務経験（各工法協会が行う講習ならびに現地研修を含む。）を有する者でなければならない。

2 更生技術者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 更生技術者（A）…更生工法協会資格取得者

更生工法の各協会が行う技術講習会等を受講し、更生工法に必要な知識を習得した者。

更生工法の各協会とは、公益財団法人 日本下水道新技術機構により「下水道管渠の更生工法」として建設技術審査証明を取得した更生工法の協会とする。

(2) 更生技術者（B）…更生工法施工実績保有者

福岡市道路下水道局が発注した以下の更生工事において、請負業者の主任技術者として適正な施工管理および品質管理等を行った実績があり、次の各号のすべてに該当する者。

ア) 福岡市道路下水道局が発注した更生工事の主任技術者

イ) 工事が適正に完了し、福岡市請負工事成績評定要領により評定を受け、評定点が50点以上である工事

ウ) 平成23年4月1日以降に契約した更生工事

(更生工事の入札条件)

第6条

(1) 更生工法の延長が工事総延長の半分以上である更生工事は、「主任技術者に更生技術者を配置すること」を入札条件とする。

この場合、更生技術者は更生技術者（A）または更生技術者（B）とする。

(2) 更生工法の延長が工事総延長の半分未満である更生工事は、入札条件において主任技術者に関する更生技術者の配置要件は設定しない。

(更生技術者の申請)

第7条

更生技術者の申請を希望する業者は、更生技術者届出書を提出しなければならない。また、届出書の内容に変更がある場合は、速やかに変更内容を届出書に記載し、提出しなければならない。

2 更生技術者（A）の申請

受付期間 随時

申請書類

更生技術者（A）届出書（更生工法協会資格取得者）……………（様式1）

機械保有調書（写し）または提携・貸与が証明できるもの（写し）……（様式2）

申請受付 道路下水道局計画部下水道事業調整課

審 査 道路下水道局計画部下水道事業調整課

審査期間 申請を受付した日の翌日から10営業日

審査結果 道路下水道局計画部下水道事業調整課は、財政局財政部契約課および申請者に審査結果を通知する。…（様式3，4）

通 知 日 審査終了後すみやかに通知するものとする

認定期間 始 審査結果通知日

終 通知日から5年間または工法協会の資格証有効期限の短い方

3 更生技術者（B）の申請

受付期間 施工実績工事の完了の日から1年間

申請書類

更生技術者（B）届出書（更生工法施工実績保有者）……………（様式5）

申請受付 道路下水道局計画部下水道事業調整課

審 査 道路下水道局計画部下水道事業調整課

審査期間 申請を受付した日の翌日から10営業日

審査結果 道路下水道局計画部下水道事業調整課は、財政局財政部契約課および申請者に審査結果を通知する。…（様式6，7）

通 知 日 審査終了後すみやかに通知するものとする

認定期間 始 審査結果通知日

終 工事完了日から5年間

(更生工法の選定)

第8条

更生工法は、工法により使用材料や施工性等の技術内容が異なるため、施工条件と各工法の特徴に基づき、既設管渠状況・施工条件や経済性・強度および水理性能について総合的に検討して適切な工法を選定し、更生工法選定理由・施工体制・更生管の構造計算書・更生厚計画・施工管理・安全管理・品質管理・環境対策等について施工計画書に記載し、監督員の承認を受け、施工しなければならない。

(施工体制)

第9条

更生工法の延長が工事総延長の半分以上である更生工事の請負業者は、更生技術者の配置について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 主任技術者に自社の更生技術者を配置すること。

この場合、更生技術者は更生技術者(A)または更生技術者(B)とする。

- (2) 第8条において選定した更生工法について、更生技術者(A)を配置すること。

この場合、下請業者の更生技術者(A)も認める。

- 2 更生工法の延長が工事総延長の半分未満である更生工事の請負業者は、更生技術者の配置について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第8条において選定した更生工法について、更生技術者(A)を配置すること。

この場合、下請業者の更生技術者(A)も認める。

(更生工事の実績)

第10条

道路下水道局下水道工事担当課は、更生工事が完了し、福岡市請負工事成績評定要領による評定が確定後、すみやかに道路下水道局計画部下水道事業調整課へ更生工事施工実績届出書を提出すること。

..... (様式8, 9)

(附則)

平成10年 9月10日 (施行)

平成23年 8月 1日 (一部改定)

平成23年12月 7日 (一部改定)

令和 元年10月 1日 (一部改定)

令和 2 年10月 1日 (一部改定)